

第9章 受水槽装置の取扱い基準

1 目的

配水管から水道水を受水槽へ貯留する給水方式による受水槽以下の装置は水道法(昭和32年法律第177号第3条第9項)に規定する給水装置でないためその維持管理については、使用者又は所有者がおこない市は維持管理の責任を負わない。

しかし、受水槽以下の装置といえども極めて重要な施設であるから、受水槽装置の取扱い基準を定め、給水装置の適正を期することを目的とする。

2 適用範囲

中高層建築物への給水、汚染するおそれのある場所への給水、事故等による断減水時にも水の確保が必要となる場合及び一時に多量の水を必要とする場合、常時一定の水量、水圧を必要とする場合は受水槽方式の給水とする。

(1) 中高層建築物(3階以上)の給水

但し、3階直結給水に該当する建築物にあつては、別に定める指導要領によるものとする。

(2) 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する場合(基準省令第5条第2項)適用する業種

化学薬品工業、クリーニング店、写真現像所、メッキ工場、食品加工工場、生コンクリート工場、冷却施設に給水する工場、入浴施設、商店等他

(3) 一時に多量の水を必要とする場合及び常時一定の水量、水圧を必要とする場合適用する業種

学校、病・医院、歯科医院、理・美容院、老人施設、飲食店、宿泊施設、ガソリンスタンド、洗車場等他

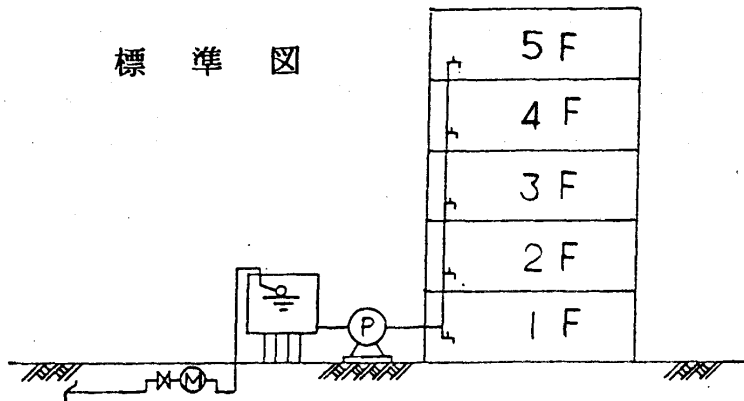
(4) 配水管の水圧、水量が供給能力に支障をきたす場合、又は、給水区域内において高台地区、又は、市の指定する区域

3 タンク式給水装置の種類、形式

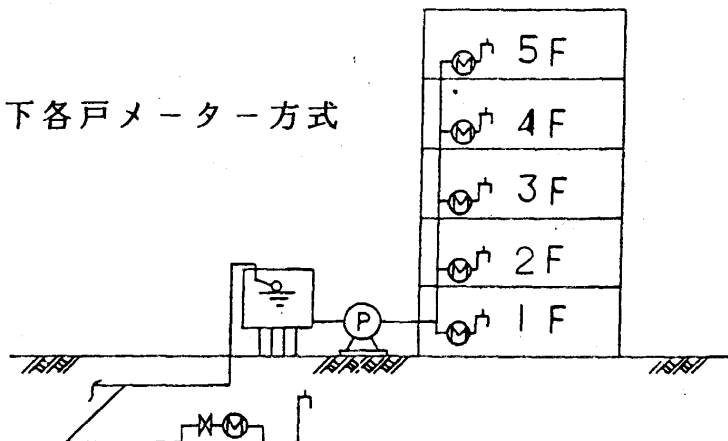
(1) 受水方式

受水槽による給水

タンク前メーター方式



タンク以下各戸メーター方式



配水管より分岐した給水管にて、受水槽へ貯留し加圧ポンプで直接各戸へ給水する。

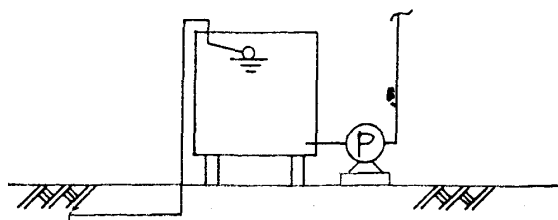
(注) タンク前にメーターを設置する方式は、専用給水装置を一棟で管理する事務所、ビル等の場合にかぎるものとし、給水装置を2世帯以上で使用する場合は、タンク以降にメーターを設置する。私設メーターの使用は認めない。

4 受水槽の設置位置

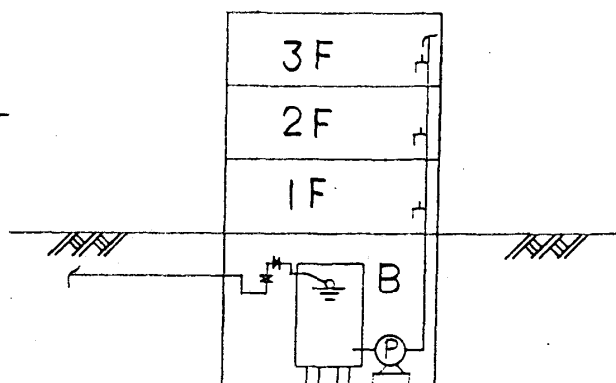
- (1) 受水槽は地上あるいは床上に設置するものとする。
但し、建築物の構造上止むを得ず地下またはこれに準ずる階に設置する場合は、地下階の床上に露出し設置するものとする。
- (2) 地下2階以下に受水槽を設けるときは、地下1階の床上より上部に副受水槽を設けなければならない。
- (3) 受水槽の設置位置は明るく、換気が良く点検、清掃がしやすい所に設置し、特にし尿浄化槽、汚水槽、蓄熱槽等の汚水源に近接してはならない。
- (4) 受水槽の上部に飲料水を汚染する恐れのある設備や機器類を設けてはならない。

以下参考例を下記に示す

地上設置(この形態が最も望ましい)

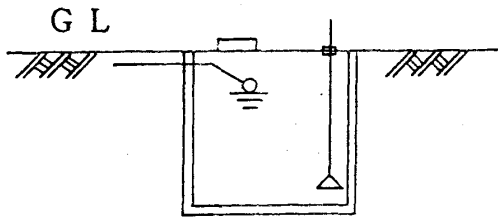


地下階へ設置の場合(単独)



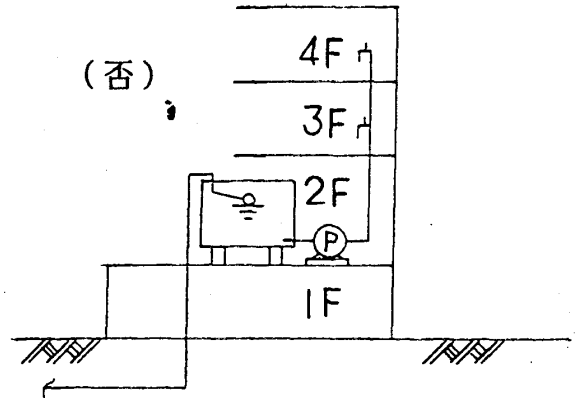
設置形態の不適なもの

受水槽の埋設設置の禁止



(否)

2 F は地上設置であるが水圧等の供給面で原則として不適である

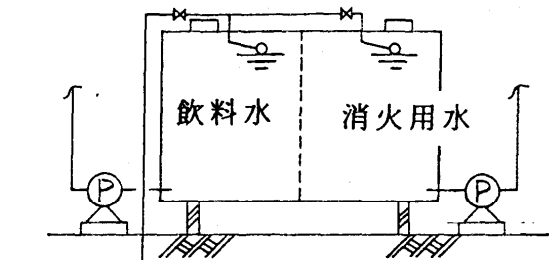
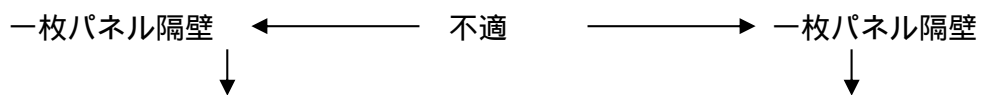


(否)

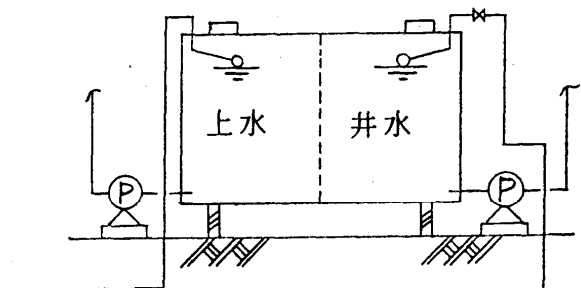
5 受水槽の構造 (建築基準法第 36 条、同法施行令第 129 条の 2 の 5、建設省告示第 1597 号)

- (1) FRP(ガラス繊維強化ポリエステル)、ステンレスその他、堅牢なもので水質に悪影響を及ぼさない材質とし、建築設備耐震設計施工指針に基づいた製品を使用する。
- (2) 受水槽は水道水以外の水及び停滞水等と隔壁で 2 分する構造としてはならない。

設置形態の不適なもの

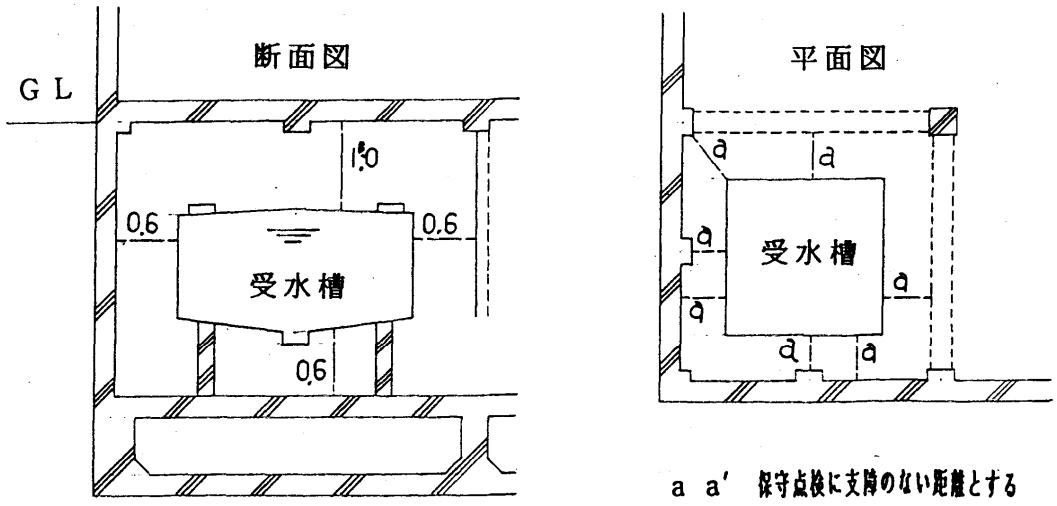


(否)

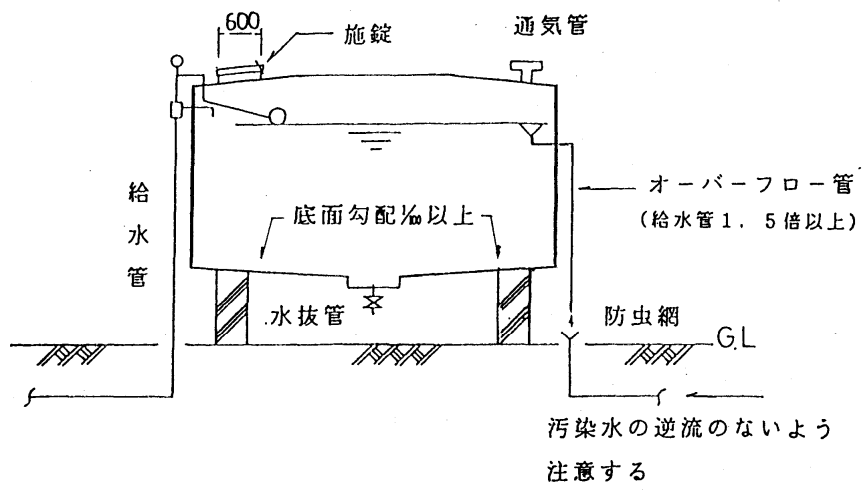


(否)

- (3) 受水槽に施す防触塗料は水質に悪影響のないものを使用すること。
- (4) マンホールは水位制御装置の修理が容易にできる位置に設け、雨水等が浸入しないよう覆蓋より一段高く、蓋はゴムパッキン等の防水性のものを使用し、蓋の径 60 センチメートル以上で施錠ができるものとする。



- (5) 受水槽には通気管を設けなければならない。
通気管はオーバーフローを兼用し、口径は給水管の最大流量を排出できる口径（給水管の口径 1.5 倍）とし、吐出は GL より 1.5m 以上として防虫網を施すこと。
- (6) 受水槽には排水管を設けるものとし、その底面に 1/100 以上の勾配を排水口にむけて設け、完全な排水と清掃ができるものとする。
自然排水ができない時は排水柵を設け、ポンプ排水ができる設備をし汚水が逆流しない装置としなければならない。



(7) 受水槽の水が停滞し死水が生じない様な構造を考慮し、給水口とポンプの吸込口の位置を決めるものとする。

6 受水槽の水位制御装置

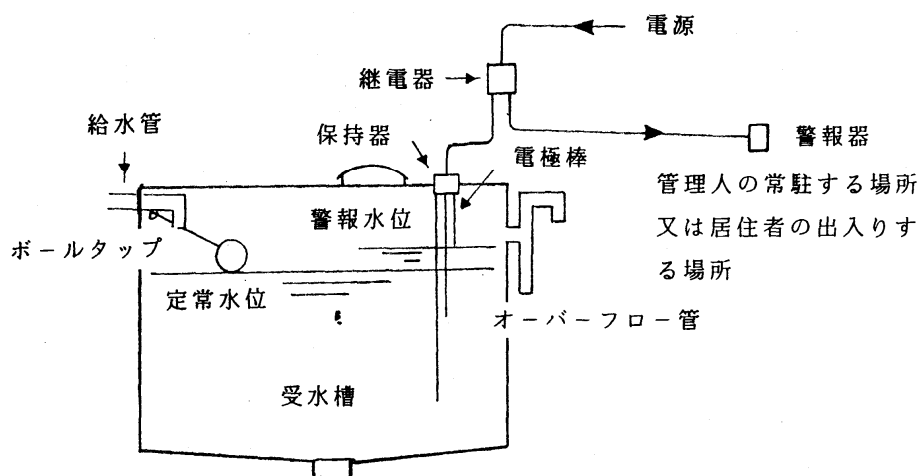
(1) 受水槽の水位制御装置は、ボールタップによる定水位弁とし受水槽より2次側への水位制御は電極棒にて制御する。

7 警報装置、制御装置の設置

(1) 受水槽には満水、減水の警報装置を設置するものとする。

(2) 警報装置の指示装置は管理人の常駐する場所で常に監視できる位置に設置し、有事の場合は即座に措置出来るようにすること。

異常警報装置設置例



受水槽給水システム図 (20mm以上)

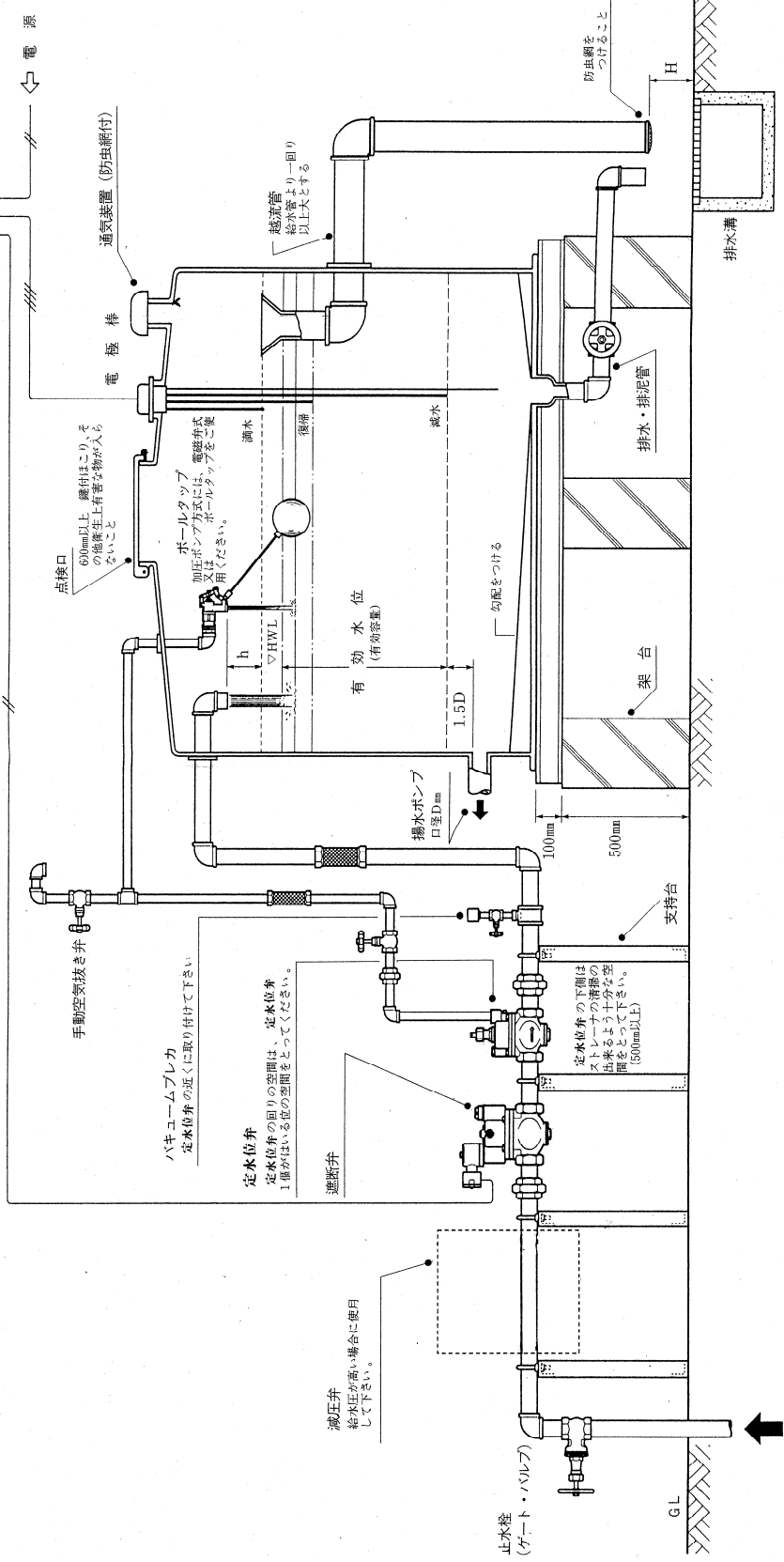
8 電磁弁及び遮断弁の設置

注意事項

1. ϕ の間隔は、給水管口径が50mm以下の場合には50mm以上、給水管口径が50mmを越える場合は、口径以上とすること。
2. Hの間隔は、磁流管の口径に対して、2倍以上の間隔をとること。
3. Dは、揚水ポンプの径。

※警報装置の使用条件

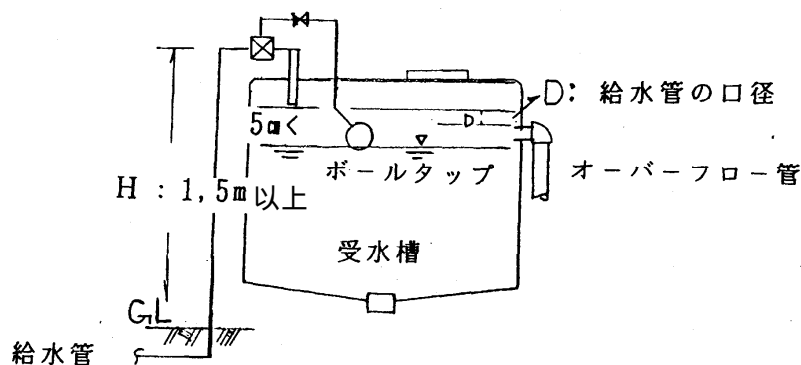
- ◎ 管理入室で警報が確認出来ること。
- ◎ 管理人がいない場合は警備会社等に警報信号が移送され処置がとれること。
- ◎ ポンプメーカーの警報装置又は制御盤を使用される場合は、仕様条件を確認の上製作依頼をしてください。



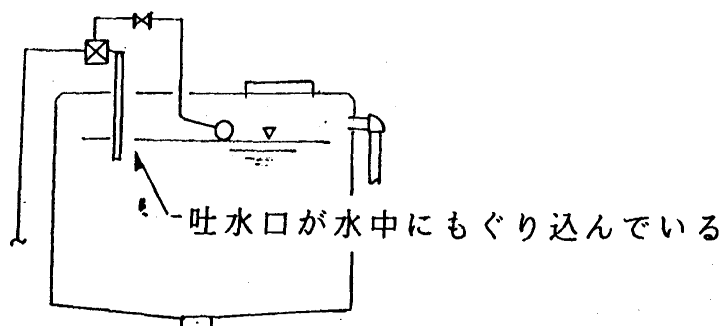
9 受水槽への給水

- (1) 受水槽への給水は GL から 1.5 メートル以上給水管を立上げ、受水槽の上方から落とし込みにて受水槽に給水する。(5cm 以上の吐水口空間を保つこと)

適するもの



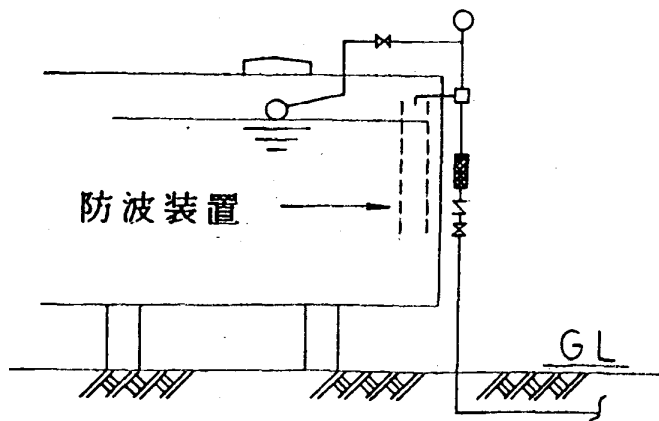
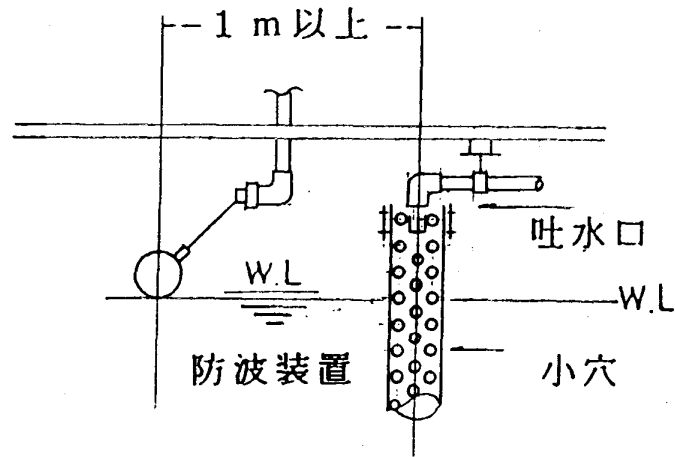
不適なもの



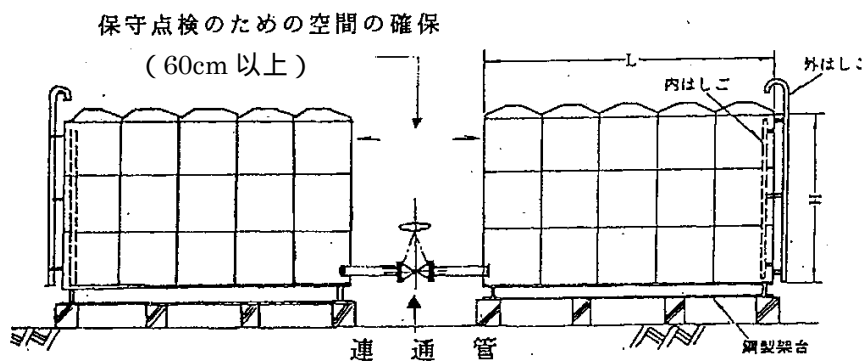
- (2) 定水位弁、ボールタップ等の故障を防止するため、水圧が高い場合は減圧弁を設置する。(流速・2m 前後、水圧 0.147~0.245MPa / cm^2 程度がこのましい)
- (3) 定水位弁付近には逆止弁、玉形弁 (流量を調整可能なもの) を設置する。
(受水槽まわり配管図を参照)
- (4) 受水槽の配管は鋼製のものが多く、ウォーターハンマー等の防止のため伸縮管 (フレキシブルジョイント) を要所に設置するものとする。
- (5) 受水槽の配管、及び器具類には防寒、防水、防露のため、保温材等で防護 (ラッキング) すること。

- (6) 受水槽には波止めを設置する。
防波装置を下記に示す

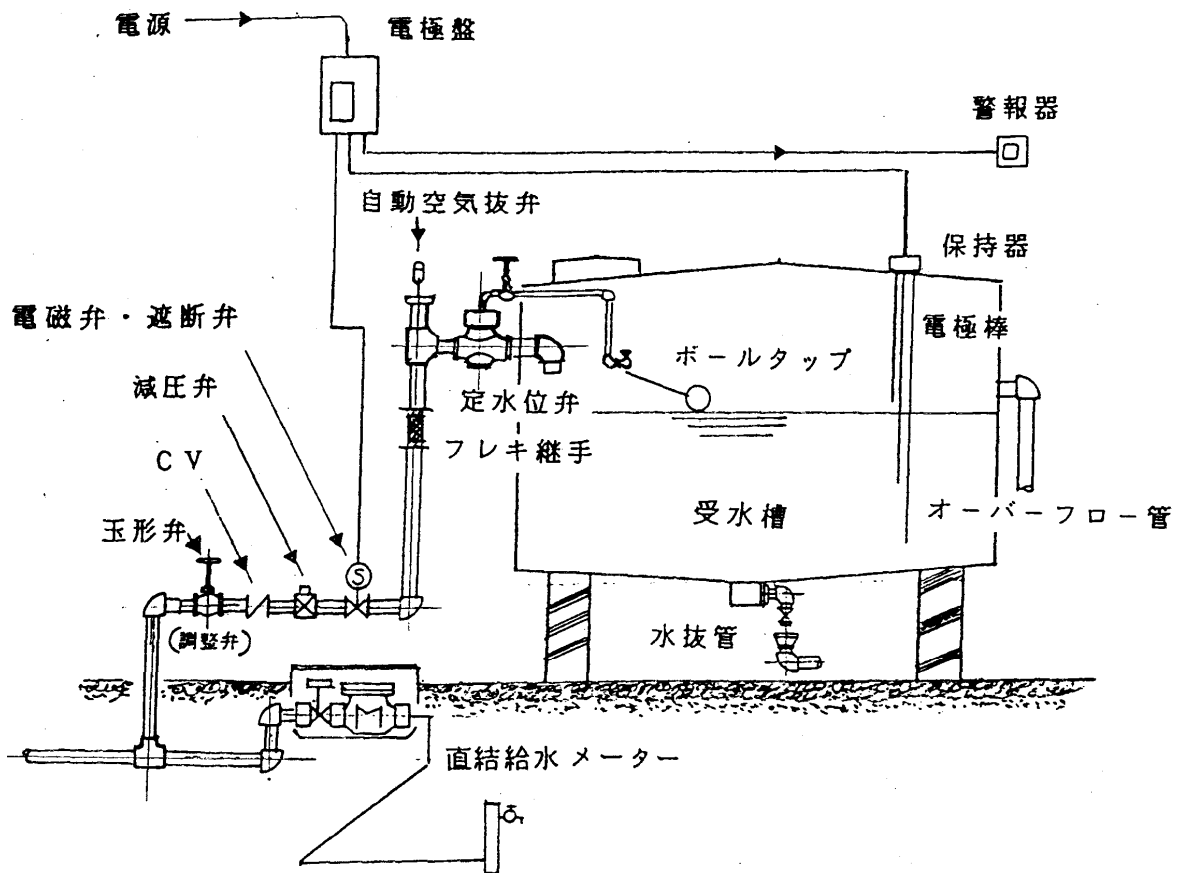
吐水口からボールタップ(フロート)まで1 m 以上はなすこと



- (7) 受水槽容量が大きく、2 槽に分割する場合は連絡交互使用できるものとし、連通管には仕切弁を設ける。



1 0 受水槽まわり配管図



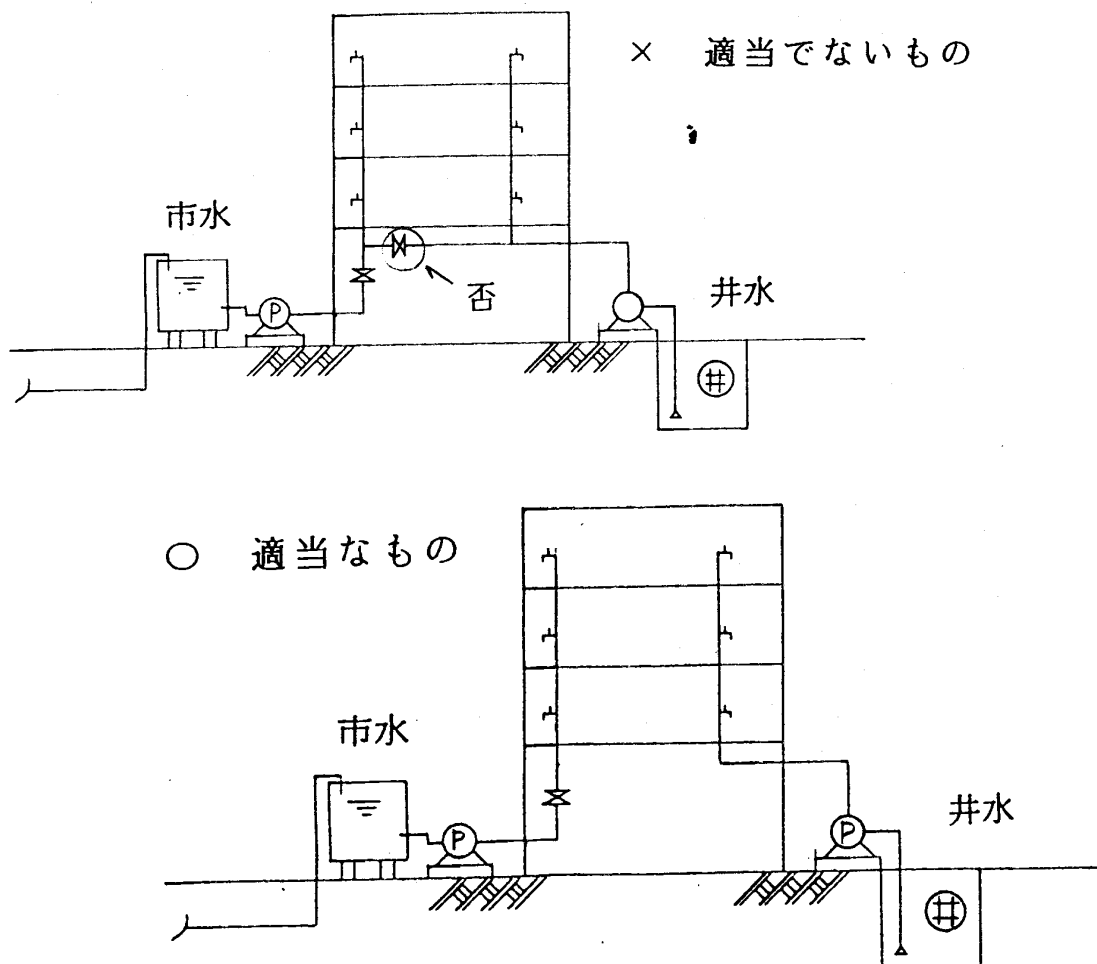
(注) 受水槽には、機器の故障に備え溢水を防止する措置としてオーバーフロー管を設置する。

電磁弁又は遮断弁及び定水位弁、満減水の警報装置はいかなる場合でも装置し、満減水警報ブザーは警報装置に内蔵されたものとは別に管理人等の常駐する場所又は居住者の出入りする階段室、建物壁に設置し、白地に黒色の印字したシール(一例として、通称テプラテープ 18 mm以上の幅)を貼付する。

また、水圧が高く機器に影響を及ぼすおそれのある場合は減圧弁を設置する。

1.1 受水槽以降の飲料水の汚染防止

(1) 受水槽以降の給水管には水道水以外のものと接続させてはならない。



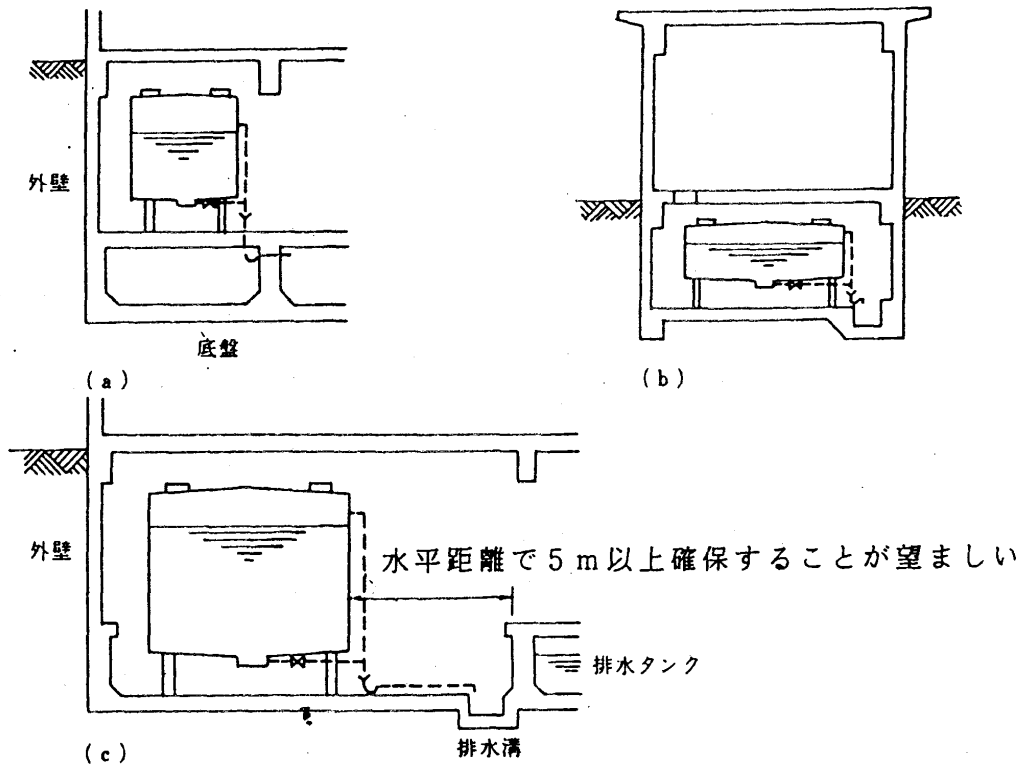
(2) 地下階における受水槽の設置例

建物の地下階に給水タンクを設置する場合は、天井、壁、床スラブ等と兼用してはならない。

設置に際しては、外部より衛生上有害な物の流入等を防止しなければならないため、規定に適合する設置例と規定に適合しないものを、併記するので参考とされたい。

(国土交通省住宅局建築指導課・給排水設備基準)より

規定に適合した給水タンク等の構造例



(a)、(b)、(c) いずれの場合もオーバーフロー管、水抜管、通気装置等を設けなければならない

(3) 受水槽のマンホール及び昇降用梯子の取り付け

給水タンクには耐食性の材料を使用した外・内梯子を設置する。内梯子は部材内に水がたまるようなものを使用してはならない。

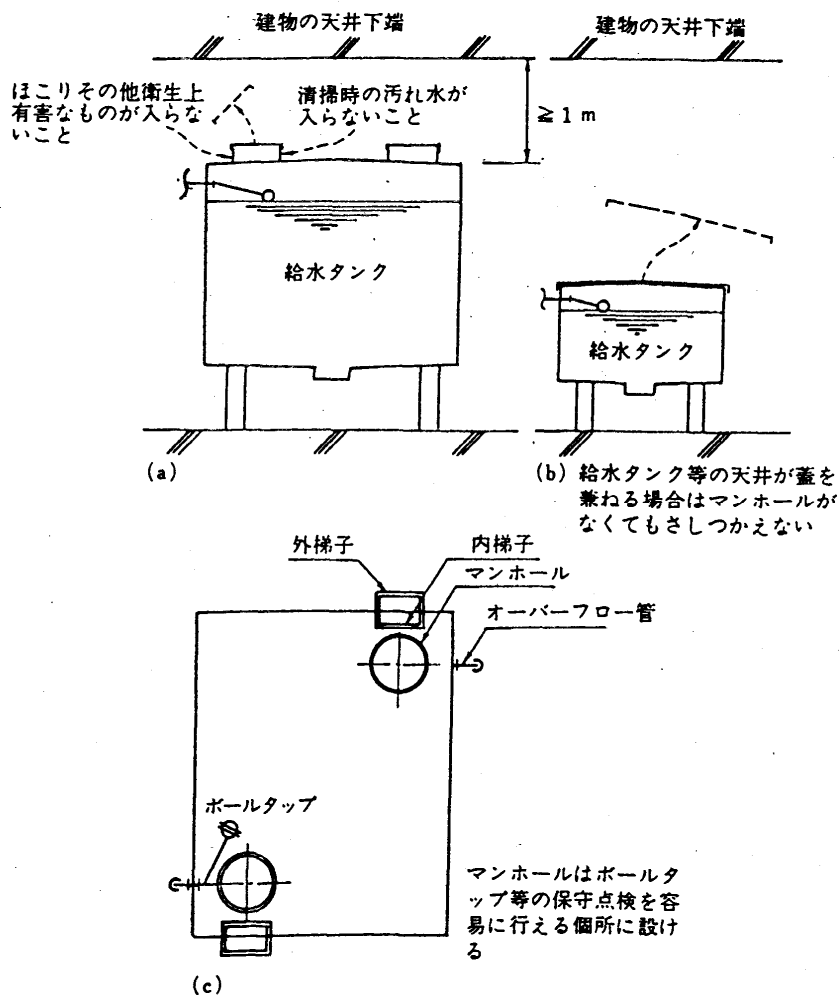
給水タンクのマンホールは、次の条件を満たすものであること。

保守点検者以外の者が容易に開閉できない構造とすること。

風圧や震動で容易に外れたり隙間ができない構造であること。

ほこり、その他衛生上の有害な物質が入らないものであること。

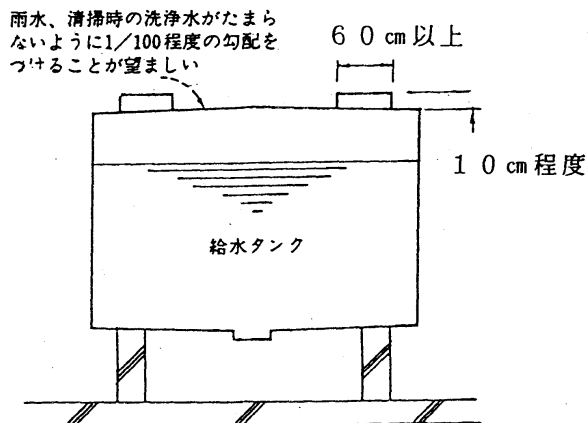
タンク外部の清掃の際、汚れた水などが水槽内に流入しないよう密閉されたものであること。



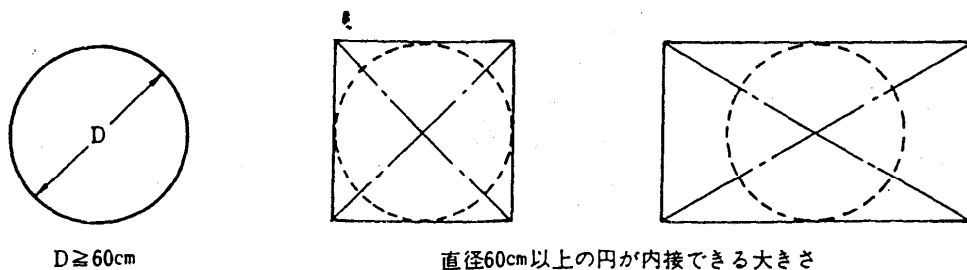
マンホールの取付け

マンホールの上縁が水槽の上部と同一面であれば、雨水やほこりなどが浸入することがあるので、水槽の天板より 10cm 程度立ち上げる。

蓋はパッキン入りで施錠ができるものであること。また、水槽の天板面は 1/100 程度の勾配をつけることが望ましい。

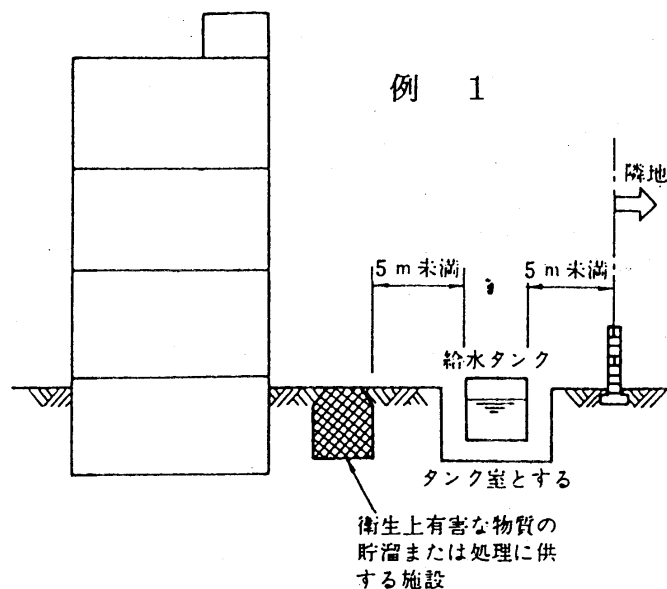


マンホールの大きさは形状が円形でなくてもよく、正方形や矩形の場合にあっては60cm以上の円が内接できるものであればよい。

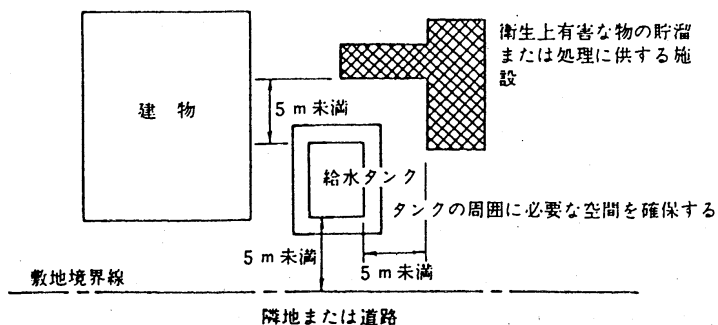


マンホールの大きさ

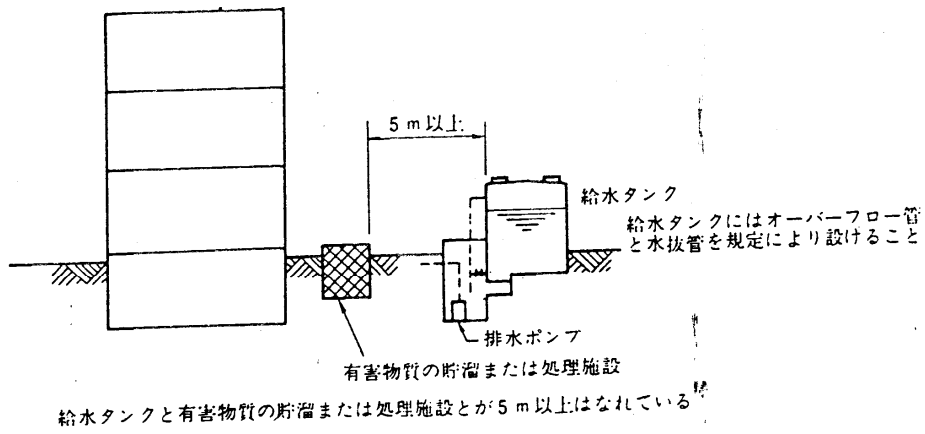
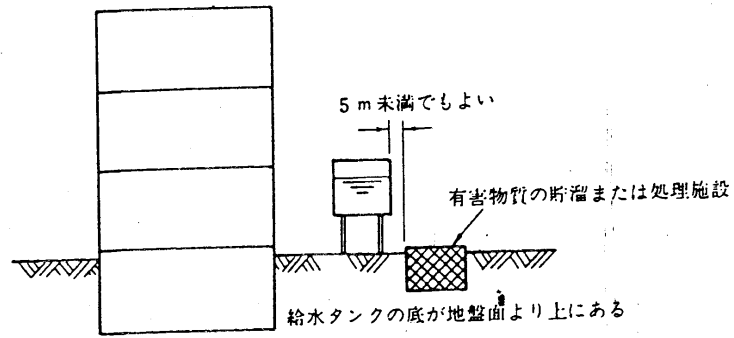
(4) 有害物質の貯留所付近に、受水槽を設ける場合の留意点



外部から給水タンク等の天井、底または周壁の保守点検を容易に行えるように設ける
従ってタンク室を設け、その中に給水タンク等を設置する必要がある

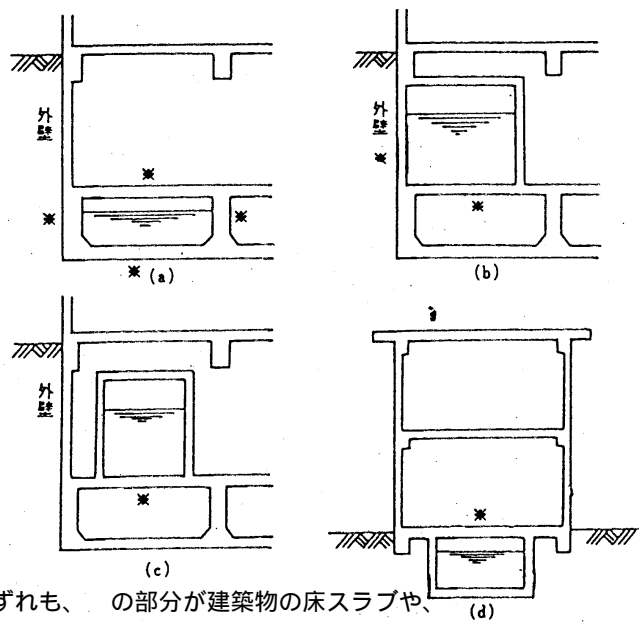


例 2



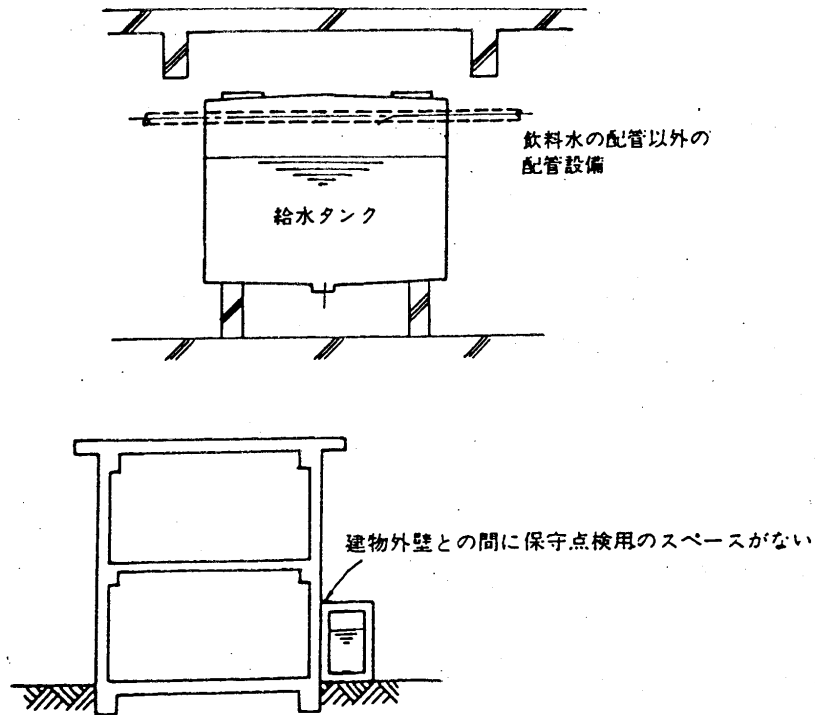
例 1、例 2 いずれの場合においても規定で定めたマンホール、水抜き管、オーバーフロー管、通気のための設備はかならず必要であるため、保守点検が容易に行える場所に設置する。

規定に適合しない給水タンク等の構造例

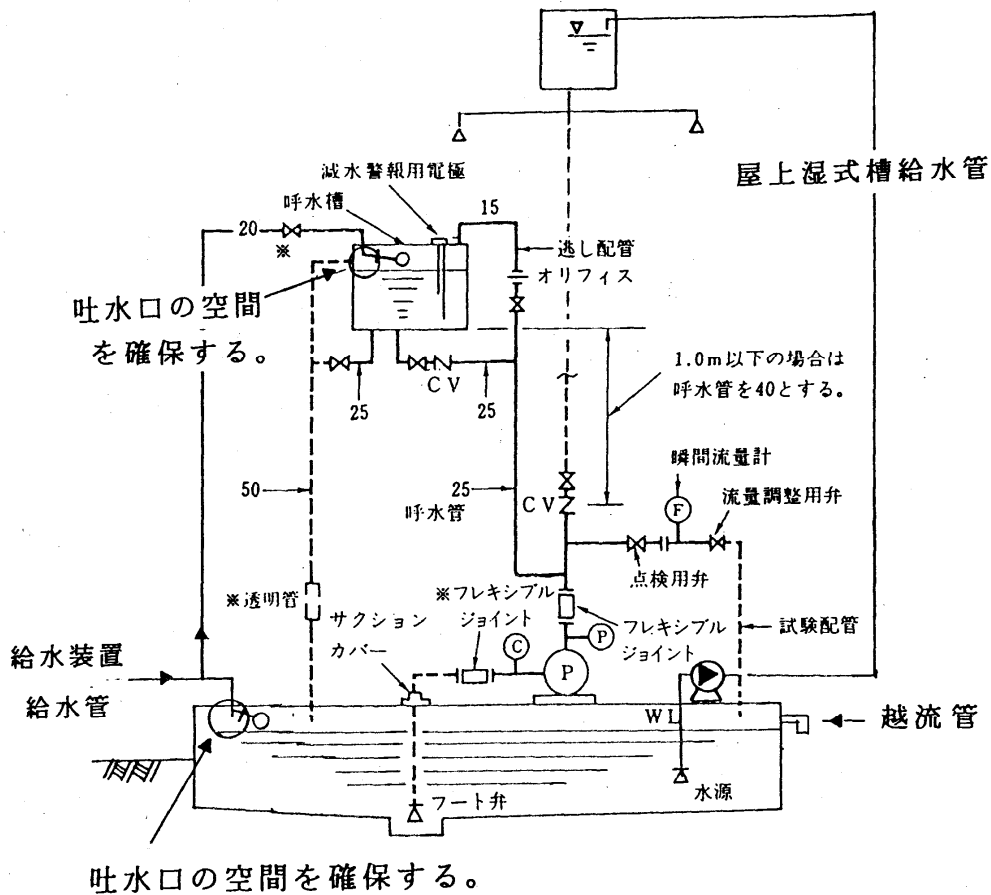


(a)、(b)、(c)、(d) いずれも、^{*}の部分^{*}が建築物の床スラブや、^{*}外壁などを兼用しているため、適合しない

内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。



(5) 消火タンク廻り配管要領



(注 消火栓のタンク類へ給水する場合は、いかなる事情の有無にかかわらず、給水口と越流面には常に一定の空間を設けなければならない。

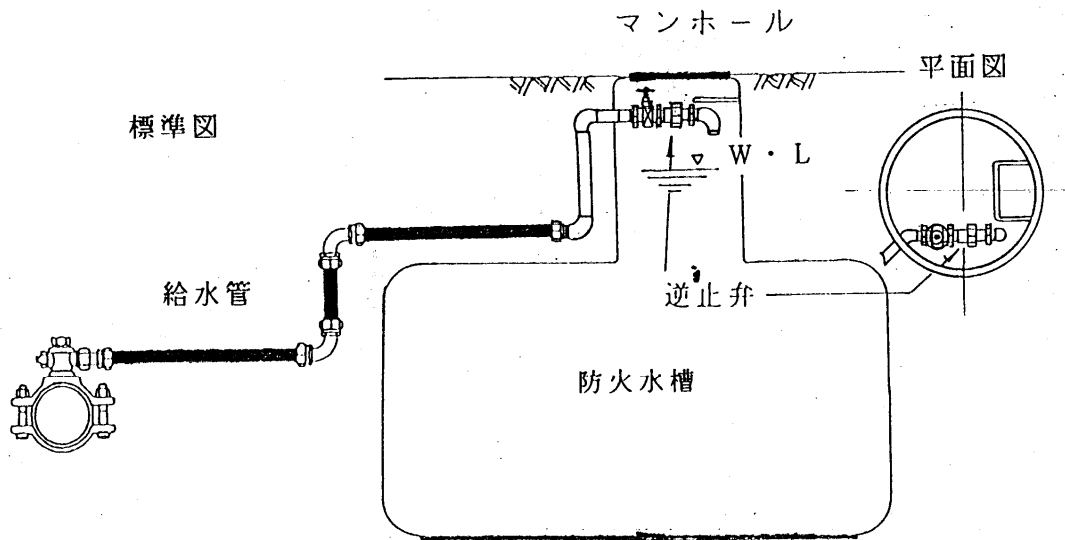
(吐水口の空間については第 6 章の 2 を参照)

越流管は大気に開口して有害物質の浸入を防ぐ構造のものであることとするが、不可能な場合は、これに準ずる別の方策を構ずる。

例としては、越流管用のピットを設けるか、又は給水装置に満水警報装置を設けるか、などである。

尚、屋上へ設置される湿式槽への給水管は給水装置と直結してはならない。

(6) 屋外地下式防火水槽への給水配管



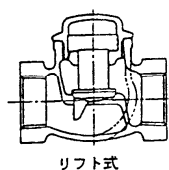
留意点

防火水槽の配管は、全回路が密閉となるため間接給水とし、給水バルブは、水槽の内に設ける。且つ、給水バルブの二次側に逆止弁を設け、常に 10cm 以上の吐水口空間を確保する。

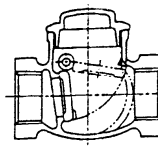
逆止弁の設置

逆止弁の設置は次による。

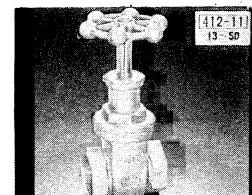
バネ式単式逆止弁は水平、垂直設置可でリフト式、スイング式
逆止弁はいずれも水平設置のみ可とする。



リフト式



スイング式



給水バルブ

第 10 章施工形態図に同じ

1 2 受水槽以降の配管設備の構造

受水槽を使用して給水する建築物にはコンクリート等の構造のものが多い。そのため管の種類、環境、維持管理の良否が管の寿命に影響を与えるため留意点を次に示す。

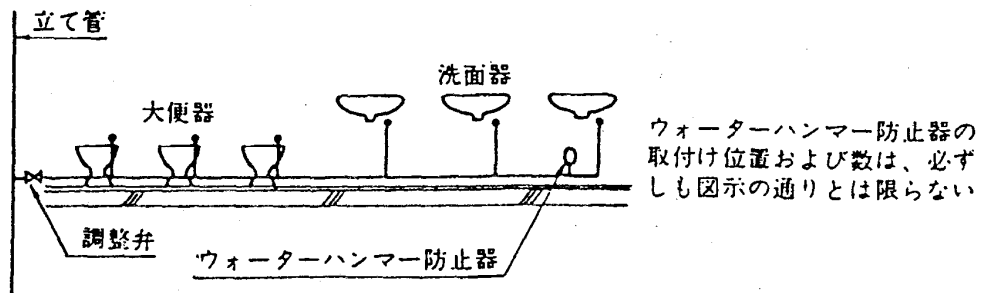
(建設省告示 1674 号)

- (1) 配管材料をコンクリート等の構造体に埋め込んではいない。
やむを得ず埋め込む場合は保護管を使用し、防食措置を充分行うこと。
- (2) 配管は維持管理、点検、更新のためパイプシャフト、トレンチ内に設けると共に各階毎に点検口を取り付ける。
- (3) 水撃作用等で配管が他の構造物と接触して折損する可能性があるため、必要な間隔で支持固定する。また水撃作用の発生する箇所には伸縮継手や可撓継手を使用するとともに、水撃作用防止器を取りつける等、適切な措置を構ずる。

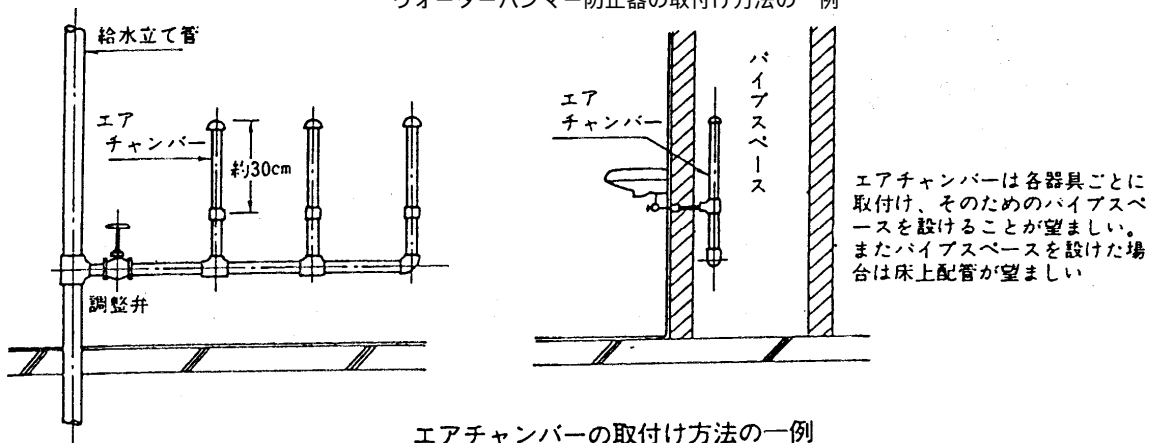
水撃作用の防止については、次の方法がある。

流速を小さくする。(1.5 ~ 2.0 m/s 以下を基準とする)

ウォーターハンマー防止器(エアチェンバー)を設けて非圧縮性の水に伝わる水撃作用を圧縮性の空気に伝えて緩和する。できるだけ現象を発生させる機器の近くに設ける。

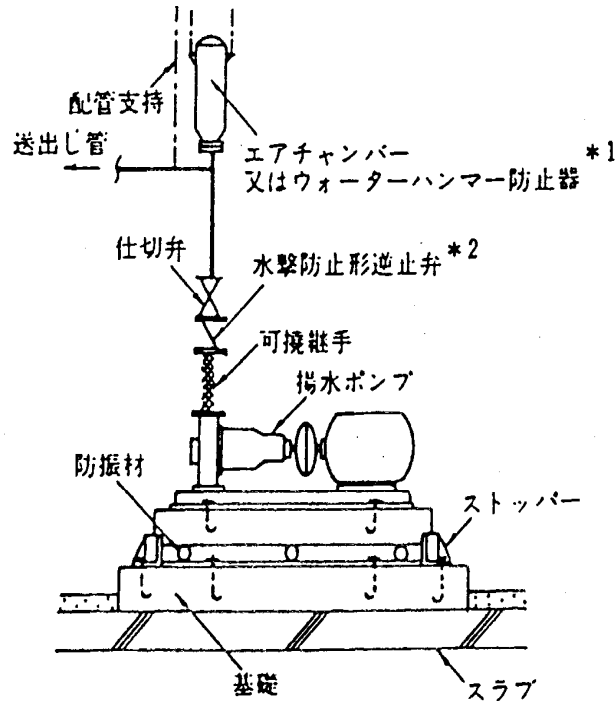


ウォーターハンマー防止器の取付け方法の一例



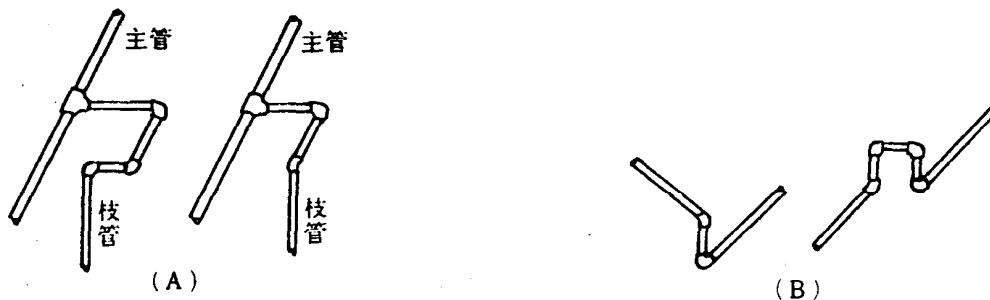
エアチャンバーの取付け方法の一例

給水ポンプの吐出側に、一般の逆止弁を用いると揚程の高い場合にウォーターハンマー発生の原因となるので、水撃防止逆止弁を用いて、流速が速くならないうちに弁を閉じる方法がある。



*1、*2のいずれか一つ
を取付ける
エアチャンバーの取付け
個数は建物ごとの特性に
より決定する

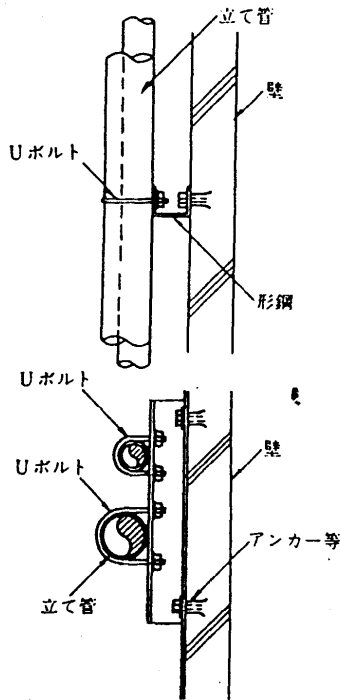
ポンプ吐出し側のエアチャンバー等の取付方法の一例



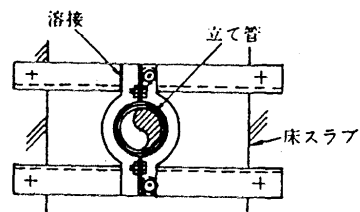
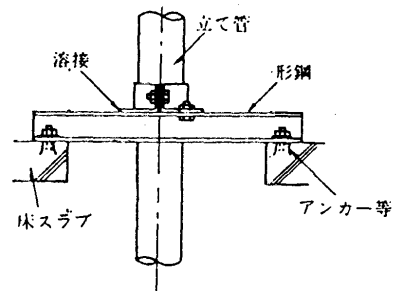
スイベル形伸縮可撓配管の例

配管の支持間隔

区分	摘 要	間 隔		
立 て 管	鑄 鉄 管	直 管	1 本につき 1 箇所	
		異 形 管 連 続	2 個	いずれか 1 箇所
			3 個	中央の 1 箇所
	鋼 管	各階の 1 箇所以上		
	硬質塩化ビニル管 銅管		1.2 m以内	



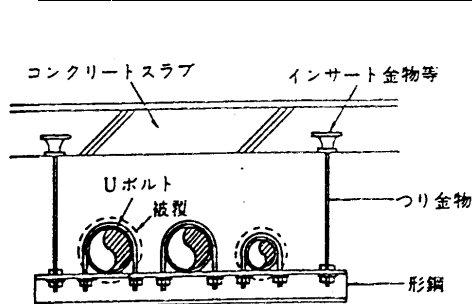
壁利用のUボルトと形鋼利用
による振れ止めの一例



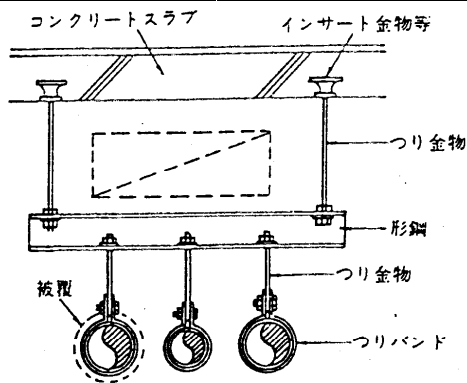
立て管の床固定の一例

配管の支持間隔 横管の支持

区分	摘 要		間 隔
横走管	鑄鉄管	直管	1本につき1箇所
		異形管	1個につき1箇所
	鋼管	管径 20mm以下	1.8m以内
		25~40mm	2.0m以内
		50~80mm	3.0m以内
		90~150mm	4.0m以内
		200mm以上	5.0m以内
	銅管	管径 20mm以下	1.0m以内
		25~40mm	1.5m以内
		50mm	2.0m以内
		65~100mm	2.5m以内
		125mm以上	3.0m以内
	硬質塩化ビニル管	管径 16mm以下	750mm以内
		25~40mm	1.0m以内
		50mm	1.2m以内
		65~125mm	1.5m以内
150mm以上		2.0m以内	

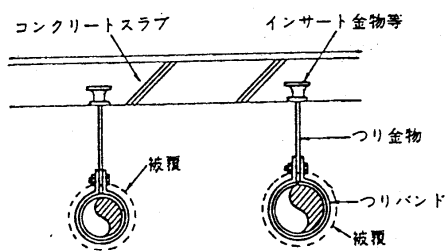


(a) 形鋼の上部にUボルトで支持した一例

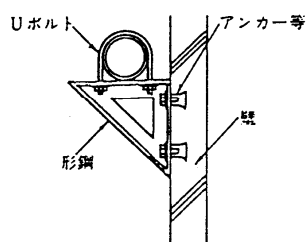


(b) 形鋼よりつり金物で支持した一例

横管の共通支持方法の例

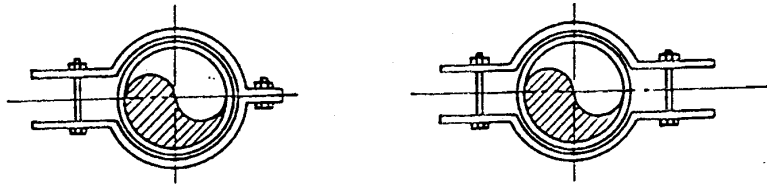


(a) 床から単独支持した一例

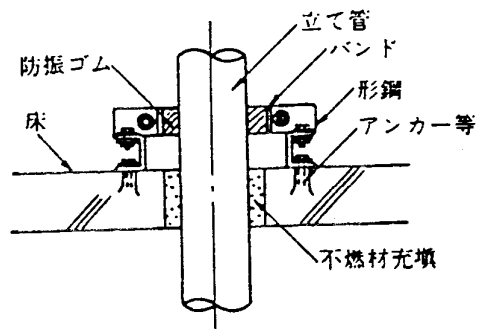
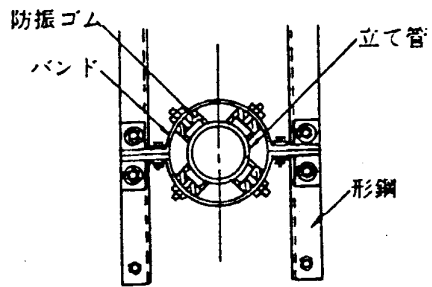


(b) 壁から単独支持した一例

横管の単独支持方法の例

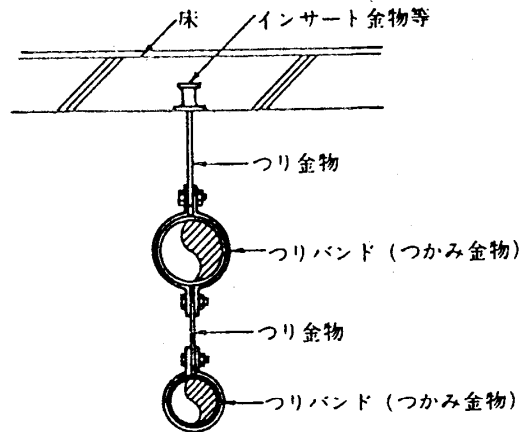
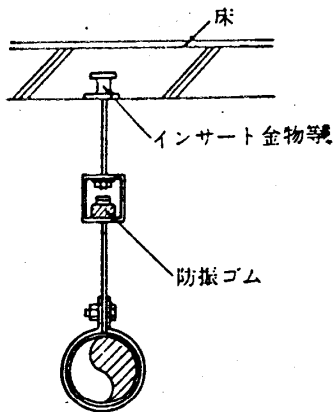


パイプシャフト等に設けるパイプクランプの例



(a) 伸縮する配管の防振支持の一例

防振を考慮した管支持方法の例

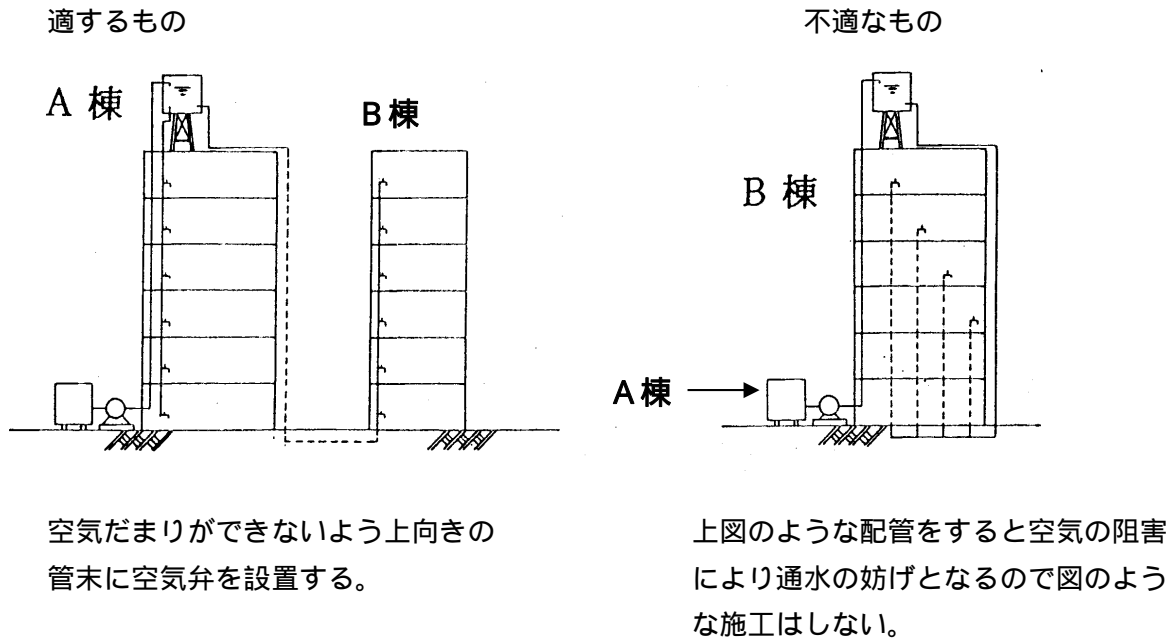


禁止すべき共づりの一例

(b) 防振ゴム付きつり金物支持の一例

(4) 通水阻害防止の配管要領

既設高置水槽施設で、A棟からB棟への給水例

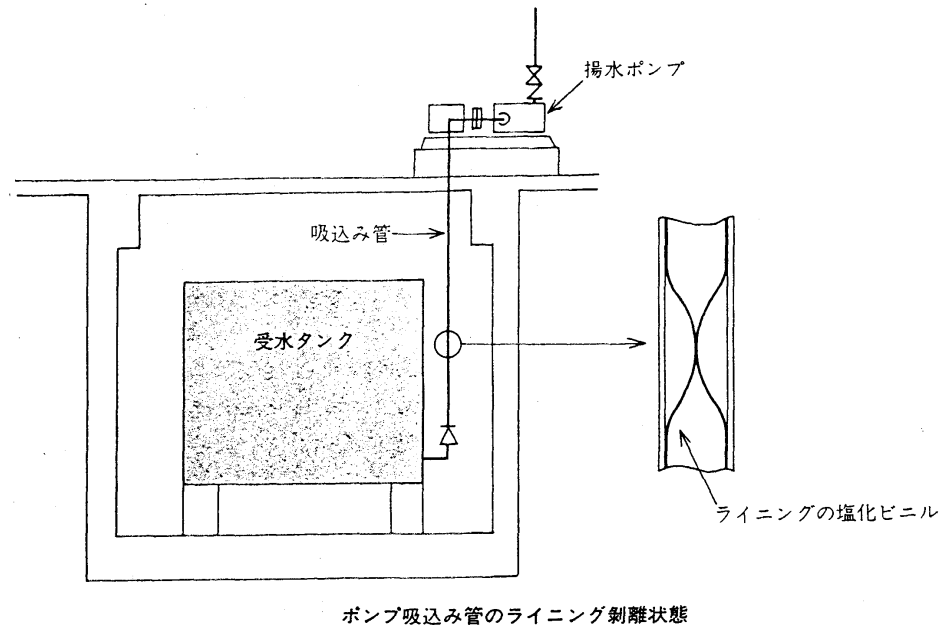


(5) 吸引用に使用する管種の選定

ポンプの吸込み管の閉塞

硬質塩化ビニールライニングが剥離して揚水不能となる危険があるため吸込み管には
使用しない。

塩化ビニール
ライニングは接着
剤により鋼管内面
に貼りつけてある



ので、ネジ接合の場合、ライニング鋼管を切断するとその断面に水が入り、吸込み管の内部は
ポンプの運転の度に負圧となり、接着剤が剥離する。このようなケースには、ステンレス鋼管
が望ましい。

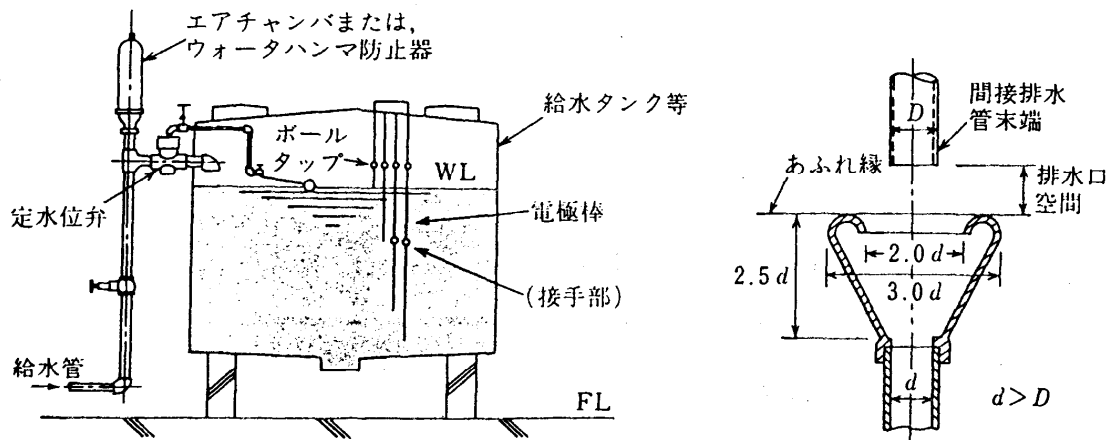
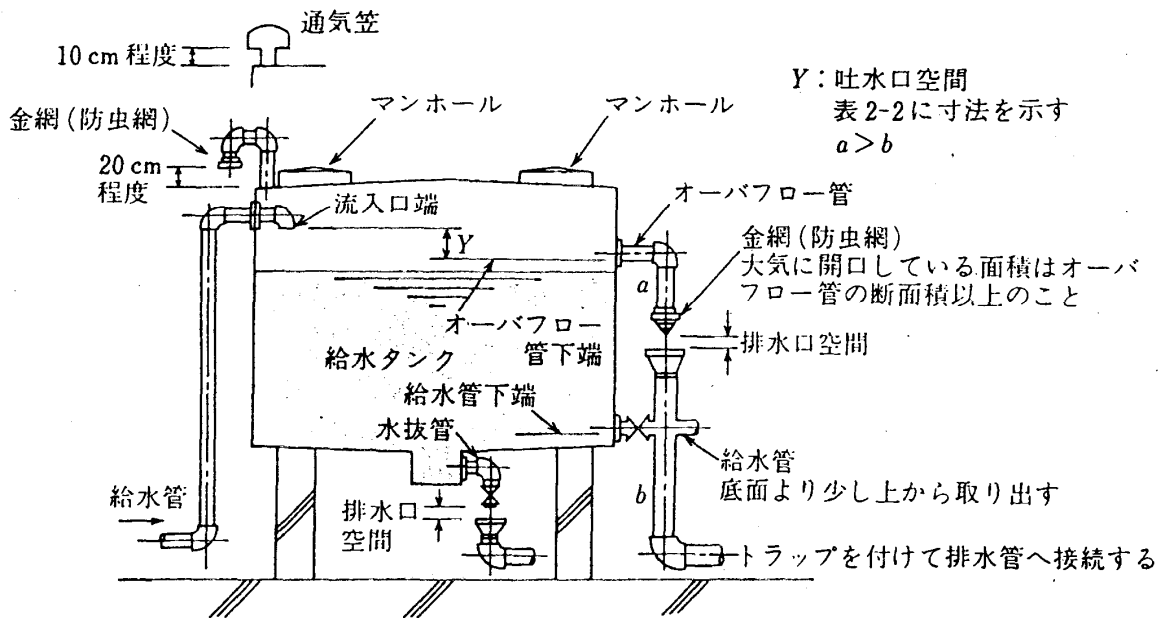
1.3 受水槽の維持管理及び点検箇所

イ 受水槽の点検

受水槽はあまり人目のつかない場所に設置される場合が多く、ボールタップや電極棒の故障で槽内の水が流出している事が見受けられるため、別図に示す箇所を常に点検する必要があります。

ボールタップや電極棒の液面制御装置は配水管内の圧力の変動や、日常の使用状態により複雑に作動し部材の脱落や消耗の原因となりやすいため下図にて主な点検箇所をしめす。

受水槽の点検箇所



水槽周り付属設備

『給排水設備技術基準・同解説 1983年版』 P-32, P-41, P-51

1 4 メーターの設置方法

- (1) 受水槽以降で、2 個以上のメーターを設置するときは、給水装置工事申し込みにより承認を得なければならない。
- (2) 給水装置工事申し込みにより、市の規定による手数料及び加入金を納付しなければならない。
- (3) メーターは室外検針のできる位置で容易に修理及び取替ができる構造とし、メーター筐は防水、水はけ及び外気温度の影響を受けないように必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 共同住宅にはメーターの上流側に市が定めた伸縮止水栓を取り付け、下流側から戻り水による浸水を防止するため、メーターの下流側に市が定める逆止弁を設置する。
- (5) その他メーター装置基準により施工するものとする。

1 5 給水計画書の提出

- (1) この基準の適用範囲に該当する建築物に給水計画する時又は、施工する場合は給水規模を決定する以前に上下水道部と協議を行い、次頁により給水計画書を提出しなければならない。
- (2) 水道部は提出された給水計画書に基づき、完成時には完成を確認する検査を行い維持管理について指示するものとする。

1 6 維持管理

- (1) 受水槽以下の装置の修繕工事は、富士市水道指定工事店の施工業者にそれぞれ使用者又は所有者が委託して行い、当該装置の管理責任は使用者又は所有者が負うものとする。
- (2) 飲料水は水道法第 4 条の規定による水質基準に適合する水の供給ができるよう定期点検を行い、年に 1 度は整備清掃を行うこと。

中高層等建築物給水計画書

提出日 平成 年 月 日

整理番号

決 裁	課 長	統 括	主 幹	主 査	担 当

整理番号

工事種別	新設・改造・増設	給水方式	受水槽・直結直圧・消防用水槽	
設置用途	共同住宅・工場・事務所・その他			
申 請 人	給 水 場 所			
	所 有 者 住 所			氏名 TEL
施 工 業 者	設 計 者 住 所			氏名 TEL
	指 定 工 事 業 者			氏名 TEL

確 約 書

- 1 標記の箇所に設置する給水装置を常に衛生管理に心がけ、異常がないよう定期的に点検を行い、維持管理に留意いたします。
- 2 万一当箇所で発生した故障により、他に影響が生じる事がありましたら、ただちに当方にて改善いたします。
- 3 入退居者におきましては入居、退居の際には遅滞なく市に連絡し業務の支障とならないよう協力いたします。

平成 年 月 日

所有者住所 _____

所有者氏名 _____ 印

摘 要

建築物の名称								構造	FRP製・ステンレス製		
建築物の用途	・共同住宅 ・店舗 ・飲食店 ・事務所 ・工場 ・病院 ・宿泊施設 ・介護施設等 ・保育施設等 ・その他()	階数	1F	m ²	階数	1F	戸	受水槽まわりの設備	構造	FRP製・ステンレス製	
			2F	m ²		2F	戸		容量	有効 m ³	
			3F	m ²		3F	戸		給水管口径	m/m	
			4F	m ²		4F	戸		定水位弁	m/m 製	
			5F	m ²		5F	戸		電磁弁	m/m 製	
			6F	m ²		6F	戸		遮断弁		
			7F	m ²		7F	戸		満水警報機設置箇所		
計	m ²	計	戸	設置状態	屋内地上・屋外地上						
工事概要	給水管取出工事(有・無)		消火用水 (有・無)				高置水槽	容量	m ³		
	井水系統 (有・無)		消火用水容量		m ³			設置状態			
	井水等がある場合の処置・										
	メーター設置場所	屋内の場合・							揚水管口径	m/m	
		屋外の場合・							消火栓との接続	有・無	
	完成・工期・	平成		年	月	日					
メーター設置予定日・	平成		年	月	日						
メーター	新規設置	直圧用・	m/m		個		受水槽・高置水槽設備器具等の非常時における連絡先				
	個数	受水槽以降・	m/m		個						
	既設メーター個数・		m/m		個						
	既設メーターの処置 ()										
建物の状態	常に立入は可能か ()										
	立入が不可能な場合は (措置・)										

< 協議書に添付するもの >

- 1 受水槽の給水計画書 (受水槽の容量算定書)
- 2 配管平面図 (受水槽、建築物2F以上の立ち上り箇所まで図示したもの)
- 3 受水槽、既設高置水槽まわり配管図、受水槽満水警報装置設置箇所
- 4 配管系統図、配水本管より受水槽各所への配管を系統的に図示したもの。
- 5 メーターの設置場所、方位を示し詳しく明示すること。
- 6 位置図(案内図)
- 7 その他(上下水道部で特に指定するもの)

1.7 受水槽（受水タンク以下設備）の管理

(1) 設置者の義務

受水槽の有効容量が10 m³を超えるものは、簡易専用水道としてその設置者は、水道法施行規則第55条で定める管理基準に従って、その水道を管理することが義務付けられている。

受水槽の有効容量が、10 m³以下のものは、小規模貯水槽水道としてその設置者は、富士市水道事業給水条例により簡易専用水道の管理基準に準じて、その水道を管理することに努めなければならないとされており、次の から までの管理を行う。

また、設置者自らが管理を行わない場合には、実際に管理を担当する人を決め、正しい管理を行う。

水槽（受水槽・高置水槽）の清掃

- イ 1年以内ごとに1回、定期的に行う。
- ロ 清掃は、専門的な知識、技能を有する業者（受水槽清掃業者）に依頼する。

水槽（受水槽・高置水槽）の点検

- イ 水が有害物や汚水等によって汚染されることのないように、定期的に（月1回程度）点検を行う。
- ロ 点検は、定期点検以外の地震、凍結、大雨などのあったときは、速やかに行う。
- ハ 点検等により欠陥を発見したときは、速やかに改善措置を講じる。

水質検査の実施

- イ 給水栓（蛇口）での水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の検査を定期的に行う。
- ロ 異常があったときには、保健所等の専門機関に依頼して必要な項目の検査を行って安全性を確認する。

給水停止及び利用者への周知

- イ 供給する水が人の健康を害するおそれがあるとわかったときは、直ちに給水を停止しその水を飲まないよう、利用者及び利用する可能性のある人に知らせる。

管理基準（水道法施行規則第55条）	
水槽の清掃	受水槽、高置水槽の清掃を1年以内ごとに1回定期的に行い、いつも清潔な状態に保つ。
施設の点検と改善	水槽の状態やマンホールの施設など施設の点検を行い、不備な点があれば速やかに改善する。
水質管理	水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の検査を定期的に行い、異常があれば必要な項目の検査を行う。
給水の停止	供給している水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者や水道事業者・保健所に報告する。

(2) 定期的な受検

簡易専用水道の設置者は、1年以内ごとに1回定期的に、厚生労働大臣の指定を受けた検査機関に依頼して、管理の状況についての検査を受けなければならない。(水道法第34条の2第2項)

小規模貯水槽水道の設置者は、1年以内ごとに1回定期的に、水質検査業者に水質の検査を申し込み、管理の状況について検査を受けるか、自主的に検査を行う。(富士市水道事業給水条例第9条の2)

(3) 管理点検のポイント

受水槽・高置水槽の点検

- イ 水槽の周辺は清潔で整理・整頓されているか。
- ロ 水槽にひび割れや水漏れはないか。
- ハ 周囲に汚染の原因となるものは置いていないか。
- ニ 水槽内に沈積物や浮遊物はないか。
- ホ マンホールのふたは防水密閉型できちんと鍵がかかっているか。
- ヘ マンホールの防水パッキンは傷んでいないか。
- ト オーバーフロー管や通気管の防虫網はついているか。
- チ オーバーフロー管や通気管の防虫網は傷んでいないか。

水質検査の実施

無色透明なガラス製のコップに給水栓(蛇口)から水を取り、肉眼等で色、濁り、臭い及び味について異常はないか検査をし、異常があった場合、その原因としては次のようなことが考えられ、専門機関により詳しい検査を依頼する。

(イ)色のついた水が出る。

- 赤い水 鉄製の水槽や鉄管の腐食
- 青い水 銅製の水槽や銅管の腐食
- 白い水 空気(気泡)の混入、亜鉛メッキ鋼管の腐食

(ロ)濁りがある。

水槽が汚れている。

(ハ)臭いがある。

- 水槽が汚れている。
- 水槽内に汚染物質が混入している。

(ニ)味がある。

- 水槽が汚れている。
- 給水管等の腐食。

(4) 水槽の清掃

1年以内ごとに1回行う水槽の清掃は、水槽壁面の清掃や内部の消毒などを行うものですが、清掃の際には、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称：ビル管理法）」に基づいて県知事の登録を受けた「建築物飲料水貯水槽清掃業者」等に依頼する。

(5) 管理の検査（定期検査）

簡易専用水道の設置者は、水道法の規定による施設の管理を行うとともに厚生労働大臣の登録を受けた検査機関の定期検査を受ける必要がある。（水道法第34条の2第2項）

1年以内ごとに1回、簡易専用水道の設置者が厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼し、検査を受けなければなりません。厚生労働省のホームページで登録検査機関を確認していただくことができます。

登録検査機関の定期検査（水道法施行規則第56条）	
検査内容	施設の外観検査 受水槽の周辺や内部等の施設検査 水質検査（残留塩素や濁り等） 水槽の清掃の記録等書類の整理保存状況

(6) 検査結果について

検査の結果、衛生上問題があると認められた場合には、検査機関は設置者に対して速やかに対策を講じるよう助言するとともに市にも連絡する。

また、検査終了後に交付する検査結果報告書は、検査後3年間保管する。

(7) 小規模貯水槽水道の管理について

小規模貯水槽水道の設置者は、次の施設の管理や水質検査を行う。

施設の管理	水槽の定期的（１年以内ごとに１回）な清掃、施設の点検と改善など、簡易専用水道に準じた管理を行う。また、厚生労働大臣登録検査機関等による定期検査もできるだけ受検する。
水質検査	給水栓における水の色、濁り、臭い、味及び残留塩素の有無について異常がないかどうか水質の検査を行う。 また、万一、水に異常があった場合には必要な水質項目について検査を行う。

貯水槽の清掃については、県知事登録を受けている業者について静岡県ホームページで確認していただくことができます。

貯水槽水道に関するお問い合わせは、

富士市上下水道部水道維持課給水装置担当 0 5 4 5 - 5 5 - 2 8 4 7